

納税証明書について

以下の証明書はすべて本社等の納税状況についての証明が必要です。

申請者形態別		必要な納税証明書
法人事業者	1 むつ市内	【国税】法人税・消費税及び地方消費税（納税証明書 その3の3） 【青森県税】法人県民税、法人事業税 【むつ市税】未納がないことの証明書（指定様式）
	2 むつ市内の支店等に委任する者	・本社、本店所在地に係る次の納税証明書 【国税】法人税・消費税及び地方消費税（納税証明書 その3の3） 【都道府県税】法人都道府県民税、法人事業税、固定資産税（都税のみ） 【市町村税】法人市町村民税、固定資産税 【むつ市税】未納がないことの証明書（指定様式）
	3 むつ市外	・本社、本店所在地に係る次の納税証明書 【国税】法人税・消費税及び地方消費税（納税証明書 その3の3） 【都道府県税】法人都道府県民税、法人事業税、固定資産税（都税のみ） 【市町村税】法人市町村民税、固定資産税
個人事業者	4 むつ市内	【国税】申告所得税・消費税及び地方消費税（納税証明書 その3の2） 【青森県税】個人事業税 【むつ市税】未納がないことの証明書（指定様式）
	5 むつ市外	・住所地に係る次の納税証明書 【国税】申告所得税・消費税及び地方消費税（納税証明書 その3の2） 【都道府県税】個人事業税、固定資産税（都税のみ） 【市町村税】住民税、固定資産税、国民健康保険税

【むつ市税】未納がないことの証明書について

- 1 申請日以前3箇月以内に発行されたものに限りします。
- 2 コピーでの提出も可とします。

注 むつ市税について、税務課に「未納がないことの証明書」を申請する場合、納税直後（およそ1週間程度）はデータ処理の都合上、未納とされる場合があります。その際は、金融機関等が発行する領収書で確認させていただきますので、お手数ですが領収書（写し可）を持参していただくようお願いいたします。

【国税】【都道府県税】【市町村民税（むつ市税を除く）】について

- 1 申請日以前3箇月以内に発行された最新年度のものに限りします。
- 2 各税について、課税されていない場合も、非課税の証明書又は未納がないことの証明書を提出してください。（発行できない場合は、その旨を申請時に申し出てください）。
- 3 固定資産税について、東京都23区内の場合に限り都税の証明書を提出していただきます。これ以外の場合については市町村税の証明書を提出してください。
- 4 コピーでの提出も可とします。